

# 福岡県福祉系高校修学資金・福祉系高校修学資金返還充当資金 貸付規程細則

## (目的)

**第1条** この細則は、福岡県福祉系高校修学資金・福祉系高校修学資金返還充当資金貸付規程（以下、「貸付規程」という。）第28条の規定に基づき、修学資金の貸付けに当たり必要な事項について定めることを目的とする。

## (定義)

**第1条の2** この細則において使用する用語の定義は、貸付規程において使用する用語の定義の例による。

## (県の役割)

**第2条** 貸付規程第2条の知事の指導及び助言の内容は、次の各号に掲げるものをいう。

一 返還期間の承認

貸付規程第9条第2項に基づき、県社協が個別の事例ごとに同条第1項に規定する返還期間より長期の返還期間を設定しようとする場合、それを承認すること。

二 長期間所在不明者等に対する返還債務の裁量免除の承認

貸付規程第14条第2号に基づき、県社協が返還債務の全部又は一部を免除しようとする場合、その内容を承認すること。

三 その他知事が貸付事業の適切かつ効果的な実施に当たって必要と考える指導・助言を行うこと。

## (福祉系高校修学資金貸付事業について)

**第3条** 貸付規程第3条第1号の貸付対象者は、次の各号の要件を満たす者とする。

なお、2以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできない。

一 次のイからハのいずれかに該当する者

イ 県内に住民登録をしている者で、卒業後に県の区域において貸付規程第8条第1項第1号イの介護職員等として従事しようとする者

ロ 県内の福祉系高校（貸付規程第1条第1号の福祉系高校をいう。）の生徒であって、卒業後に県の区域において貸付規程第8条第1項第1号イの介護職員等として従事しようとする者

ハ 福祉系高校の生徒となった年度の前年度において県内に住民登録をしていた者であり、かつ、福祉系高校の修学のため転居したものであって、卒業後に県の区域において貸付規程第8条第1項第1号イの介護職員等として従事しようとする者

ニ 卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行う意思があると認められる者

2 県社協会長は、貸付対象者の選定を次のとおり行うものとする。

一 貸付対象者の選定に当たっては福祉系高校から推薦を求めること等により、公正かつ

適切に行わなければならないものとする。

- 二 貸付対象者の選定は、福祉系高校の入学決定前に行うことができるものとし、この場合、貸付対象者の福祉系高校への入学選考前に貸付内定を通知するものとする。
- 3 貸付規程第3条第2号の「福祉系高校に在学する期間」は、原則として、正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと県社協会長が認める事由により留年した期間については、これに含めることができるものとする。
- 4 貸付規程第3条第3号の貸付額については、次に掲げる経費に充当するものであるが、授業料、入学金に充当することはできない。
  - 一 修学準備金 介護実習の際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するに当たって必要な準備経費
  - 二 介護実習費 介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等
  - 三 国家試験受験対策費用 福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する介護福祉士国家試験受験対策講座又は民間機関等が実施する同講座の受講費若しくは模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費
  - 四 就職準備金 福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費

#### (福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業について)

**第4条** 貸付規程第4条第2号の貸付額は、福祉系高校修学資金として貸し付けた額と同額とし、契約変更等を行い、貸付規程第16条に規定する会計処理を行うものであるが、福祉系高校修学資金の貸付契約において、貸付規程第10条に掲げる事由に該当するに至った場合（貸付規程第11条の規定により読み替えて適用となる場合を含む。）に、福祉系高校修学資金返還充当資金により返還に充てる場合は、事業が移行する旨をあらかじめ契約内容に盛り込み、契約に当たって、貸付対象者に説明し、承認を得ることにより、契約変更の手続きを省略することができるものとする。

#### (連帯保証人について)

- 第5条** 貸付規程第6条第3項に規定する「本事業による貸付けに係る債務を弁済する能力を有する者」は、以下の要件を満たす者とする。
- 一 本貸付制度による貸付けを受けていない者であること

#### (貸付金の交付方法について)

**第6条** 福祉系高校修学資金は、次の表に定める日までに口座振込により支払うものとする。ただし、県社協会長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

| 交付内容             | 交付月日      |
|------------------|-----------|
| 修学準備金            | 入学年度の6月1日 |
| 介護実習費、国家試験受験対策費用 | 6月1日      |
| 就職準備金            | 卒業年度の3月1日 |

#### (貸付契約の解除について)

**第7条** 貸付規程第7条第1項の「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- 四 死亡したとき。
- 五 その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

#### (返還の債務の当然免除について)

**第8条** 県社協会長は、貸付規程第8条の適用に当たっては、貸付けを受けた者の就労状況を定期的に把握した上で適切に行わなければならないものとする。

- 2 貸付規程第8条第1項第1号の「国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障がい児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含むものとする。
- 3 貸付規程第8条第1項第1号、第9条及び第13条第2項第2号の「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等の貸付規程第8条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。
- 4 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合（福祉系高校修学資金の貸付けを受けた場合に限る。）であって、県社協会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、貸付規程第8条第1項第1号及び第9条第1項第2号に規定する「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えることができるものとする。ただし、貸付規程第11条の規定により読み替えて適用となる場合を除く。
- 5 貸付規程第8条第1項第1号イ及び第2号イに規定する返還免除対象期間の「3年」の計算については、在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上を標準として県社協会長が定めることとする。

なお、ホームヘルパーの業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めることができるものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

#### (返還について)

**第9条** 貸付規程第9条第1項第2号及び第3号に係る返還は、本事業が貸付規程第8条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、県社協会長は、その適用以前に、貸付けを受けた者に対して就労又は就労継続に係る相談支援等を行い、貸付規程第8条に基づく貸付額に係る返還の債務の免除ができるよう努めるものとする。

### **(返還の債務の裁量免除)**

**第10条** 貸付規程第14条第1号及び第2号に係る返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人に請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、県社協会長が真にやむを得ないと判断した場合に限り、個別に適用する。

また、貸付規程第14条第3号に係る返還の債務の裁量免除は、本事業が貸付規程第8条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、その適用以前に、貸付を受けた者に対して就労継続に係る相談支援等を行い、貸付規程第8条に基づく貸付額に係る返還の債務の免除ができるよう努めるものとする。

なお、貸付規程第14条第3号の返還の債務の裁量免除に当たっては、機械的に行うことなく、貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用することとし、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しないものとする。

2 裁量免除の額は、第8条第5項に規定する計算方法に基づき、県内において貸付規程第8条に規定する業務に従事した期間を、本事業による貸付けを受けた期間（1年を180日として換算することを標準とし、この期間が2年に満たないときは360日とする。）の2分の3に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

### **(貸付台帳の作成)**

**第11条** 貸付けの決定を行った者については、氏名、貸付決定日、貸付額等の貸付台帳を作成し、債権の状況等を整理するものとする。

### **附 則**

この規程は、令和3年6月29日から施行する。